

四	三	二	一	の平省令○財務省債の發行告示第
發行方 法	用振等替法の適	の法律項及の根拠そ	法發行及び記	成二十件十七八年等年十一年を十二月二十一日とおり告示する省令第十一項の規定に昭和五十七年基づき、大藏

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
 市め別つ入入。格替適下へ債項律計号法め當四政五付
 場る参て札札に以を機用「平、及第に」律のに号法回
 特も加、と發によ下競闘を振成株び二関第へ公必「
 別の者財同行る「争は受替式第十す二平債要第昭
 參にご務時「発価に日け法等六三る条成のな四和
 加よと大にと行格付本る「年」の十号法第二發財條二
 者るに臣行い競し銀も「と」法振二律一十行源第十
 「・発応がわう以争て行のう。」律替條第へ項四の一二
 第行募各れ。下入行とと。」律第十四平並年特確項年
 I(限國る、「札わすし。」)十關一項成び法例保及法
 非度債入価価「れ。」のすす。」律七十に律にをび律
 価額市札格格とる。そ規第十九特第百關財圖政第三
 格國を場で競競い入の定法第年別百する政三
 五

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

るた運四つ定う額
 法め當十いにち面
 律のに七て基、金
 第公必億はづ財額
 二債要千、き政で
 条のな四額発法一
 第発財百面行第兆
 一行源三金し四八
 項のの十額た条百
 の特確万で利第八
 規例保円二付一十
 定にを、千国項七
 に関図財八債の億
 基する政百に規円

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

ハ

口 イ
払

国行争非者特国入価込
 債入価・別債札格金
 市札格第参市発競金
 場発競I加場行争額

ハ

口

行争非者特国行争非者特国
 入価・別債入価・別債
 札格第参市札格第参市
 発競II加場

千 千万一
 四 九円兆
 百 十八
 七 一百
 十 一億十
 十三 四一
 三億 千一億
 七百 八
 千六 六千
 百四 十八
 万九 百
 四万 万七
 円十五

でた条特
 千利第別
 四付一會
 百国項計
 八債のに
 十に規閲
 四つ定す
 億いにる
 円て基法
 、づ律
 額き第
 面發四
 金行十
 額し七

でた条特百はき第九つ定す億はづ
 千利第別八、発六十いにる三、き
 九付一會十額行十四て基法千額發
 十国項計五面し二億はづ律七面行
 九債のに万金た條七、き第百金し
 億に規閲円額利付一千額發四万額た
 円つ定すで付一八面行十円で利
 いにる四國付項十金し七、三付
 て基法百債の五額た條特千國
 、づ律二債規万で利第別二債
 額き第億に定円四付一會百に
 面發四七つに、千國項計四つ
 金行十千い基同三債のに十い
 額し七七てづ法百に規閲二て

十
十
三
二

十
十
ロ
イ
一

發

九
八

振
額
最

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 發 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日

替 低 行 争 非 者 特
額 入 價 · 別
面 札 格 第 参
位 金 發 競 II 加

る 定 り 払 募 年
。 す 算 込 入 一
る 出 金 決 ·
期 し 額 定 ○
日 た に の パ
に 金 加 通 ।
払 額 え 知 セ
い を 、 を ン
込 第 次 受 ト
む 二 の け
も 十 算 た
の 号 式 者
と に に は
す 規 よ 、

十 額 十 額 平 す 額 の 振 五
一 面 錢 面 成 る の 記 替 万
錢 金 以 金 二 。 整 載 法 円
額 上 額 十 数 又 の
百 の 百 七 倍 は 規
円 そ 円 年 の 記 定
に れ に 十 金 錄 に
つ ぞ つ 二 額 は よ
き れ き 月 に 、 る
九 の 九 二 よ 最 振
十 応 十 十 る 低 替
九 募 九 一 も 額 口
円 價 円 日 の 面 座
三 格 二 と 金 簿

額面金額の総額× $\frac{1.0}{100} \times \frac{1}{365}$

二十九十八十六十五十四

三十十十十十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

平成財務本面成利てを年
二十七大臣銀金四子、支六
から大臣行額十をそ払月
年十二月通知につ二。前、及
月二十一日を受けた者

規下は期た期平
定、が金と成二十八年六月
する次そ銀額を支払う算式
号の行休業日
額面金額× $\frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$ 期及翌當業日
に第業日につ十日に
に第六にに
い六にに
て号支當日
同に払だり日
じおうる、算を
い（い）と支
て以き払し払